

令和 7 年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 令和 7 年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、電子処方箋管理サービスの導入に向けた県内の保険医療機関等（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和 4 年 6 月 30 日薬生総発 0630 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第 2 交付対象事業」の 1 に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金から要領の「第 9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）のシステム整備に係る費用の負担に対して補助金を交付することにより、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この要綱において、交付の対象は、「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の実施について」（令和 7 年 3 月 4 日付け医薬発 0304 第 5 号厚生労働省医薬局長通知）の別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」に基づき、次に掲げる各号のいずれかについて本県に登録された事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等の費用（以下「導入費用」という。）の助成事業
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋 ID 検索」「調剤結果 ID 検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するための導入費用の助成

事業

- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するための導入費用の助成事業

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象経費は、前条の(1)から(3)までに掲げる事業に必要な経費とし、要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業における補助対象経費と同一とする。

(交付の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 前条に規定する補助対象経費の実支出額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表第4欄に定める補助限度額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額(要領に基づき社会保険診療報酬支払基金から交付された補助金を除く。)を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備(電子署名に必要なH P K Iカード等の保有も含む。)し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施しなければならない。
- (2) 電子処方箋に関する取組(モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供等)について県から指示があった際は、協力しなければならない。
- (3) 補助事業の内容の変更(軽微な変更は除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を得なければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を得なければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速や

かにその状況を報告しなければならない。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を得て(7)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を得た場合には、その承認を得た日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (11) (1)から(10)までの条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(交付の申請)

第7条 規則第3条による交付申請は、補助金電子申請システム「jGratns(Jグランツ)」(以下「jGrants」という。)により、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 補助金の交付申請を行う場合は、申請書に併せて次に掲げる書類を添えてjGrantsに登録を行うこととする。

- (1) 経費精算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 領収書内訳書の写し
- (4) 社会保険診療報酬支払基金が交付する交付決定通知の写し
- (5) 振込先口座の確認できる通帳の見開きページ（写し）
- (6) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助事業者は、前項の申請書において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定等）

第8条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付の決定をする。

- 2 交付の決定及びその通知は、補助金を交付することが適当であると認めた補助事業者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を補助事業者からの請求書とみなす。
- 3 前項の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、補助金を交付することが適当でないと認められたときは、不交付通知書（様式）により、補助金の交付の申請を行った補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に定める実績報告は、第7条に定める申請書をもって代えるものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書により知事に報告しなければならない。

- 2 仕入控除税額報告書の様式及び報告方法並びに報告期限は、別に定める。
- 3 知事は、第1項の報告があったときは、当該補助事業者に当該消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金の交付をした場合において、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止した場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(調査)

第13条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた補助事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から施行する。

別表（第5条関係）

1 区分	2 対象施設	3 補助率	4 補助限度額
第 3 条 (1) の事業	大規模病院（病床数 200 床以上）	1 / 6	81.1 万円
	病院（大規模病院以外）	1 / 6	54.3 万円
	診療所、薬局	1 / 4	9.7 万円
第 3 条 (2) の事業	大規模病院（病床数 200 床以上）	1 / 6	22.6 万円
	病院（大規模病院以外）	1 / 6	16.7 万円
	診療所	1 / 4	6.1 万円
	薬局	1 / 4	6.4 万円
第 3 条 (3) の事業	大規模病院（病床数 200 床以上）	1 / 6	100.3 万円
	病院（大規模病院以外）	1 / 6	67.6 万円
	診療所	1 / 4	13.5 万円
	薬局	1 / 4	13.8 万円

※ 金額はいずれも税込。

(様式)

7 医 安 第 号
令和 年 月 日

様

愛 知 県 知 事

令和 7 年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金不交付通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました、令和 7 年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金の交付については、交付しないこととしたので、令和 7 年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

担当 保健医療局生活衛生部
 医薬安全課薬事グループ
電話 052-954-6303 (ダイヤルイン)